五　試料試験及び法第六十一条の二十三の二第二号に規定する記録の確認（以下「試料試験等」という。）の方法に関する事項
六　法第六十一条の二十三の二第三号の業務の実施の方法に関すること。
七　保障措置検査等実施業務に関する結果の報告に関すること。
八　保障措置検査等実施業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。
九　その他保障措置検査等実施業務に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第三十四条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容
二　変更しようとする年月日
三　変更の理由

（役員の選任及び解任等）

第三十五条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第二項の規定により保障措置検査員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第三十六条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十五の規定により保障措置検査等実施業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名
二　休止又は廃止にしようとする保障措置検査等実施業務の範囲又は内容
三　休止又は廃止の年月日
四　休止の期間
五　休止又は廃止の理由

（帳簿）

第三十七条　法第六十一条の二十三の十七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
二　保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
三　実施指示書を交付された年月日
四　保障措置検査を行った年月日
五　保障措置検査を行った場所
六　保障措置検査員の氏名
七　保障措置検査の内容
八　保障措置検査の結果
九　その他保障措置検査に関し必要な事項
十　試料試験等を行った試料又は記録を特定する事項
十一　試料試験等を行った年月日
十二　試料試験等を行った事業所
十三　試料試験等を行った者の氏名
十四　試料試験等の方法
十五　試料試験等の結果
十六　その他試料試験等に関し必要な事項

2　法第六十一条の二十三の十七第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第三十八条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ等）

第三十九条　指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　保障措置検査の業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
二　保障措置検査の業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
三　その他原子力規制委員会が必要と認める事項

（報告）

第四十条　指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査員を解任したときは、遅滞なく、解任した保障措置検査員の氏名及び解任の理由を記載した報告書により、原子力規制委員会に報告しなければならない。

（経理原則）

第四十一条　指定保障措置検査等実施機関は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（区分経理の方法）

第四十二条　指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理については、特別の勘定を設け、当該業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

（収支予算）

第四十三条　法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項の収支予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予備費等）

第四十四条　指定保障措置検査等実施機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

2　指定保障措置検査等実施機関は、支出予算については、収支予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第四条の二十六の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

3　指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、原子力規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

4　指定保障措置検査等実施機関は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用について原子力規制委員会の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。